

# 受動喫煙防止対策に取り組んでいる施設の皆様へ

～ 受動喫煙のない快適な社会へ ～

## 「宮崎県認定禁煙施設」に取り組んでみませんか？

宮崎県では、受動喫煙防止対策に積極的に取り組み、法律上の義務(\*)を上回る対策を行っている優良な施設を認定しています。施設のクリーンなイメージアップのために申し込んでみませんか？



認証プレート

※2020年4月から改正された健康増進法が全面施行されました。  
2019年7月1日から学校や児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎等は、敷地内禁煙、2020年4月1日から事務所や工場、ホテル、旅館、飲食店、娯楽施設、旅客運送船舶、鉄道等は、原則屋内禁煙となっています。

### ◎認定要件◎

#### 病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所  
行政機関の庁舎 等

#### 飲食店

#### オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館  
旅客運送事業船舶、鉄道などの施設

認 定 の 要 件 は ？

#### 全面禁煙 (敷地内すべて禁煙)

- 敷地内 (建物を含む) がすべて禁煙であることを標示している
- 敷地内に灰皿をおいていない

#### 全面禁煙 (敷地内すべて禁煙)

- 敷地内 (建物を含む) がすべて禁煙であることを標示している
- 敷地内に灰皿をおいていない

#### 全館禁煙 (施設内禁煙)

- 建物全体が禁煙であることを標示している
- 建物内に灰皿をおいていない
- 屋外喫煙場所を設置し、標示している

#### 店舗内禁煙 (テナント等)

- 店舗内が禁煙であることを標示している
- 店舗内に灰皿をおいていない

